

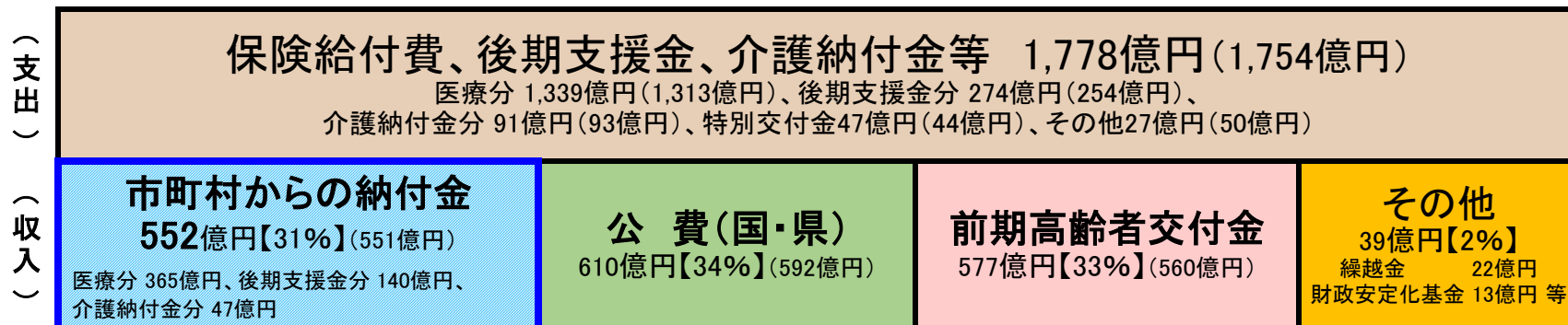
納付金の算定と保険税の賦課徴収(イメージ)

令和4年度 第1回国保運営協議会
資料2-1補足 令和5年2月9日

<県>

- ① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期支援金、介護納付金等を推計
国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定するとともに繰越金、財政安定化基金等を活用し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※ 金額は令和5年度、()内は令和4年度



- ② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【令和5年度の算定方法】

- (1) 所得水準 β で応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。
- ① 所得割 (所得水準に応じて負担)
 - ② 均等割 (被保険者の数に応じて負担)
 - ③ 平等割 (世帯の数に応じて負担)
- (2) 各市町村の医療費水準に応じて増額又は減額調整(医療費反映係数 $\alpha 0.2$)する。
医療費が高い市町村の負担は多く、医療費が低い市町村の負担は少なくなるよう調整

- ③ 更に、国保制度改革により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施
約3億2千万円(約3億3千万円) (※国保制度改革に伴う激変緩和措置は、R5年度で終了)

<市町村>

- ④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する保険税で賄う（※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり）

※ 金額は35市町村の合計

